

# 感染症と近代

植民地朝鮮におけるスペイン風邪流行の歴史から

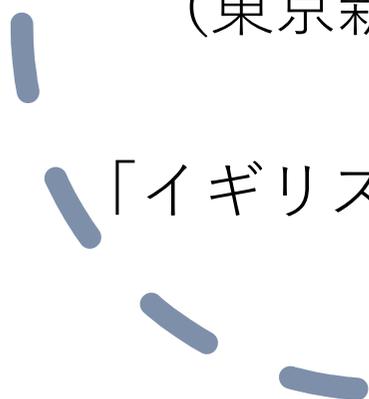
鄭雅英 CHUNG Ah Young

8月29日（韓国併合の日）



# コロナ禍に浮かび上がる社会と人権の姿

- 医学、医療・衛生システムの発展：ヨーロッパに始まる「近代」の「恩恵」、一方で
- 感染症は人類を**平等**には襲わない一人種、経済格差  
「<コロナ>米感染者、にじむ経済格差 黒人の割合突出」  
(東京新聞,2020/4/9)
- 「イギリスでは貧困地域ほど死亡率高い」 (BBC,2020/5/4)



# 「近代」がもたらす命の不平等と格差

5歳未満乳幼児死亡者：  
560万人(2019)  
半数は生後1か月以内で死亡

1か月以上5歳未満の死因：  
150万人が肺炎、下痢、  
マラリアなどの感染症  
サハラ以南のアフリカに集中  
→ヨーロッパの15倍  
(ユニセフ)



あなたの力を必要としている子どもたちがいます  
どうか、ユニセフからのメッセージを聞いてください。





## 東アジアの歴史から

- スペイン風邪 (Spanish Flu) : 1918年に世界を襲った20世紀最大の感染症であるインフルエンザ
  - 日本の植民地支配下にあった朝鮮半島に、どのような影響を及ぼしたのか？
    - 「植民地支配が近代化をもたらした」という言説への考え方
    - 近代医療の導入は植民地支配を「恩恵」「施し」として正当化する
    - \* 当時の状況を振り返り、昨今の日韓関係も踏まえながら「近代」のもたらした課題を考えます。

# 世界を襲ったスペイン風邪

- 1918年3月：アメリカ合衆国カンザス州の陸軍基地兵舎でインフルエンザ蔓延－発現地は不明（スペインではない）  
第1次世界大戦（1914－1918、アメリカは1917参戦）下での兵士の大量移送によりヨーロッパ戦線で急速に感染拡大（第1波）
- 1918年8～9月－12月：ウィルスが強毒化し世界中に拡大。20代30代の若年層中心に死者急増（第2波）  
特に軍隊、軍需工場、学校、役所でクラスター発生  
1918年11月第1次大戦休戦－インフルエンザの影響も
- 1919年1～3月：再々度流行（第3波）。毒性は多少弱まる
- 1919年4月パリ講和会談出席中のW・ウィルソン米大統領感染  
→講和会談結論に影響を与えた説あり

## 「人口学的災難」

総死亡者数の推定値：2000万人以上（1927）－3000万人（1991）  
－5000万～1億人（2001）

\* 当時の世界人口は18～20億人

\* 第1次大戦の戦死者は1000～1500万人

「単一原因により発生した**20世紀最大の人口学的災難**」（キム・テクチュン、2017）

## スペイン風邪ー日本の感染状況 (速水、2006参照)

- 1918年春～夏の「先ぶれ」：台湾巡業中の力士感染（3名死亡）、夏場所休場者多数、日本国内の兵営で感染報告ー「角力病」「軍隊病」  
死者は少なく盛夏に消滅
- **「前流行」**  
1918年9～11月：紡績工場、軍連隊、学校などで「感冒」流行報道  
20～30代青年層の死亡者多く東京、大阪、神戸など都市部の小中学校休校、工場労働者や看護婦の感染も多く職場の機能停止  
大阪、神戸では死体の焼き場が間に合わず遺体放置状態も  
1918年11月中旬に流行減退後、1919年1～2月に再拡大
- **「後流行」**  
1919年冬～1920年春：「前流行」より感染力弱いが死亡率高い  
京阪神で最大の死亡者、マスク使用の励行＝マスク不足が問題化

# スペイン風邪ー日本の被害状況

- 内務省衛生局『流行性感冒』（1922）  
1918年8月～1921年7月に3次流行  
総数患者：2380万4673人、  
死者：38万8727人  
1920年の日本総人口：5596万3000人  
(総務省統計局)
- 速水、2006の研究ー「超過死亡」（ある病気やそれに関連すると思われる病因による平常年の死亡水準と、感染症流行年の死者数の差異）による試算 45万3152人と算出

## 植民地朝鮮におけるスペイン風邪（1）報道

- W・スコフィールド Frank William Schofield (1889-1970):ソウルのセブランス医専で獣医学、細菌学を講義し朝鮮でのスペイン風邪を記録  
1918年9月末に初めて症例を目撃
- 『毎日申報』（朝鮮総督府機関紙、朝鮮語）10月10日付：朝鮮半島で最初の報道「**9月23日ごろから平安北道江界郡に悪性流行病**—とてもひどい風邪」
- 『京城日報』（朝鮮総督府機関紙、日本語）10月17日付：「流行性感冒蔓延す—見習判任三十九名を襲う、寝冷えせぬ用心が肝要」
- 『京城日報』10月21日付：「**流行感冒全鮮を襲う—市内計りでも夥しい患者、一家全滅した家もある！！！！**」
- 『毎日申報』10月22日付：「どの家でも家族の半数が感染」
- 『毎日申報』10月24日付：「今回のインフルは3, 4日ぐずぐず病んでいると突然病勢が変わり、**肺炎になると1日のうちに死んでしまう**ケースが多い」
- 『毎日申報』10月30日付：京城本町警察署、鐘路警察署に連日「流行性風邪、急性肺炎による死亡診断書が通常の3倍」 「**各地の共同墓地は大混雑**」

## 植民地朝鮮におけるスペイン風邪（2）被害状況

- 欧米や日本で発生した1918年春～初夏の「先ぶれ」流行の記録・報道は朝鮮に関してない。弱毒で注目されなかったか？
- 朝鮮への侵入経路：スコフィールド「シベリア鉄道に沿って**朝鮮半島北部より感染始まった**とみるべき」
- 1918年9月－1919年1月が感染期で18年10月－12月が感染絶頂期  
学校休校、日本軍部隊や監獄でも流行・死者
- 1919年1月－3月に再流行、さらに1919年秋－1920年春、1920年冬にも流行期。1919－1920年流行は感染者減少も死亡率高い可能性
- **朝鮮人死亡者数**（1918－1920）：朝鮮総督府『統計年報』、朝鮮総督府『朝鮮彙集』、内務省編『流行性感冒』など**日本側資料はいずれも14万人前後**—ただし調査法に問題  
**速水、2006は「超過死亡」の手法から 23万4164人（うち在朝日本人3383人含む）と試算** 当時の朝鮮人人口は約1700万人



## 植民地朝鮮におけるスペイン風邪（3）

- 「帝国日本」におけるスペイン風邪死亡率の比較（1918－20年）

	人口	死亡者	死亡率
日本内地	55963053	453452	0.81%
朝鮮	17284407	234164	1.35%
台湾	3654398	48866	1.34%

速水、p.427を参照

- \* インフル予防接種導入以前（1952－62）のインフル致死率は0.22%  
任意接種期（1995－2002）で0.15%（日経メディカル、2010/12/15）
- ・ 朝鮮で**20代、30代の青年層の死亡者が多い**のは世界的傾向と一致
- ・ 男女性差は無し

# 朝鮮総督府の防疫政策 (1) 憲兵警察制度

## 軍事警察系統

(陸・海軍大臣)



朝鮮駐劄憲兵隊司令部

(憲兵隊司令官) ← **陸軍将官 [兼任]** →



(各道) 憲兵隊本部

(憲兵隊長) ← **陸軍佐官 [兼任]** →

- 憲兵分隊
- 憲兵分遣所
- 憲兵派遣所
- 憲兵出張所

## 普通警察系統

(朝鮮総督)



警務總監部

(警務総長)



(各道) 警務部

(警務部長)

- 警察署
- 警察分署
- 警備所
- 巡查駐在所
- 巡查派出所

- 高等警察課
- 保安課
- 警務課
- 衛生課
- 庶務課

## 朝鮮総督府の防疫政策（1） 憲兵警察制度

- 植民地朝鮮における憲兵警察制度

文官警察と憲兵隊の2系統統合の形をとりつつ、中央警務総長と各道警務部長を憲兵隊将・佐官が兼任し、**文官警察官に対する指揮権を憲兵が独占**した。軍事警察である憲兵に普通警察事務を遂行する権限が付与され、憲兵隊末端期間は警察官署として機能。

1918年朝鮮の警察事務を行う憲兵7978名、文官警官5402名

→**朝鮮民衆の衣食住から死に至るまでの日常生活全般に軍事警察（憲兵）が介入する異常**



写真：朝鮮北部咸鏡北道にて( )  
左側に咸鏡北道警務部、右側に鏡城憲兵隊本部の標識が並立している

## 朝鮮総督府の防疫政策（2）衛生警察

- 1910年12月制令「**犯罪即決令**」：罰金、短期拘留を刑罰とする軽犯罪は裁判抜きで憲兵隊長が判決。**朝鮮人**にのみ**笞刑**も適用された。
- 警察**警務総監部衛生課**（保健係・防疫係）が朝鮮の保健・衛生行政を独占的に担当＝肥大した**衛生警察**  
**による取り締まり行政**
- 主業務は①定期的な「清潔事業」、②汽車、船舶などの交通手段の検疫、③検病戸口調査  
警察指示による住居・地域の定期的清潔化を義務付け、従わないと「犯罪即決例」で連行、笞刑も。



## 朝鮮総督府の防疫政策（2）衛生警察

- 1915年：朝鮮総督府制令「**伝染病予防令**」－伝染病（コレラ、チフス、ジフテリア、しょう紅熱など）対策制定し種痘や予防接種を行う。一方で**警察主体の交通機関検疫、検病戸口調査**などを規定

朝鮮人大衆は高圧的な戸口調査を嫌い居留守を装うなどした者も多い

→戸口調査では伝染病のほか、**家族・職業・生活状況、思想・党派・経歴**も調査される = **治安管理**の一環で**軍事統治の重要システム**

また伝染病り患の疑いがあると地域封鎖や**避病院**に強制隔離される

- 1918年朝鮮での肺ペスト流行、1919－20年のコレラ流行時には感染阻止に一定の成果
- しかし**スペイン風邪の感染拡大で警察の戸口検査**行われるも実質は**ほぼ無策**だった
- 総督府は1918年12月頃からソウル市内全戸に注意書き配布、救護班巡回、予防接種励行（ただし効果なし）、マスクの実質配布など「防疫」を行う  
「果たして「防疫」の名に値する措置だったのだろうか」（速水、393）

## 統治者の視線

- 『毎日申報』 1918年11月3日付：「**朝鮮人に死亡者が多い理由**は治療をちゃんと出来ないため」、5年前の麻疹流行時に倣い狭い部屋で暖かくして閉じこもるなど「無謀で理智に合わない治療法のため」→**無知だから**、という含み
- 『京城日報』 1918年12月25日付：「朝鮮人の死亡率が高い理由」は、昨今の薪炭価格上昇でオンドル暖房が不十分で部屋が寒く風邪をひきやすい。つまり「**貧困のため**」
- 総督府発行『朝鮮彙報』 1919年3月号：「流行性感冒」の記事－「**朝鮮人は概して未だ衛生思想に乏しく**患者あればその何病たるを問はず、親族故舊相傳へて往来する習慣盛にして、此等は同病伝播の主因」「又**朝鮮人は未だ古来の迷信醒めず**、偶疾病に罹るも医者の治療を受けず多くは巫女を招きて祈祷その他迷信的療法を行ひ斯くして治療の機会を失するに至る」
- 植民地朝鮮の病院制度：官立（総督府設置）、公立（道、府、面の地方行政体設置）、私立（欧米系など、法的規制を受ける）設置に尽力も官立・公立病院は数は少なく治療費が高く、日本人医師中心で言葉通じない。在朝日本人向け一般民衆は伝統医療（韓医、漢方）になお依存

# 「鮮童は不良少年になり易い素質を持っている」

「京城日報」1918年9月9日

## ○鮮童は不良少年になり易い素質を有つてゐる

民族としての遺傳か社會精神の影射か研究すれば前人未發の一大發見をし得るであらう

心理學者 高島平三郎氏談

鮮山や京城で朝鮮の兒童を研究して見たがさうも内地兒童の心理状態さは餘程違つて居るやうに思はれる鮮童は一體に始め發育が素敏に育つて比超居動作遊戯などは敏捷激烈を極め小習性廻る事は驚く許りである、殊に些しも

### ▽羞恥の念

がなくて同じ年輩の兒童でも内地兒童は人の前に出て何か行らせやうとしてももちろ／＼して居るが、鮮童は氣持のよい程テキキハキ行つて除ける、幼い中に敏捷で羞恥心がないからこもするこ不良少年化され易くそれが長じて鈍感になり、情操が枯渇するから社會的徳性に缺乏を來す所以である、朝鮮に於る

### ▽教育家は

勿論警察官などには此點に注意を拂はなければならぬ事と思ふ、私は朝鮮にも兒童會を設けて大いに此方面の光をして見たいと思つてゐるが、以上の如き兒童心理現象は民族

### ▽前人未發

の一大發見をなし得るであらう、遊戯及び玩具に就いても多少見聞する處があつた、一體遊戯の分化が多ければ多いだけ文明的である、玩具も亦さうで、複雑な玩具を有する國の兒童は、文化に多くの影響を受けてゐるものと云はれて居る、然るに鮮童には遊戯の種類が至つて少い、玩具も

### ▽柳の枝を

摺めて馬を作るさか、石ころ、竹の棒さか云ふやうな自然的のものは日本と同じであるが、民族固有の玩具に至つては實に寥々たるものである、兒童會設立の事は此の方面を研究する計畫がある(東京支局)

## 朝鮮民衆の怒り

- 憲兵警察を前面に押し立てた従来の**高圧的な武力統治への反感**に加え  
スペイン風邪流行時の憲兵警察 = **植民地権力の無策、失政**  
→従来にない死者数に不安、不満
  - 死亡者の**埋葬をめぐるトラブル**  
朝鮮人は儒教伝統から一族の墓域に土葬習慣化、総督府は伝染病予防令に基づきインフル死亡者は火葬し共同墓地に埋葬することを義務化
  - **1918年の物価高騰**：1918年日本の「米騒動」で朝鮮米の移出急増し主食の穀類価格が2～3倍に急騰
  - 植民地朝鮮における**賃金の民族差別**  
ソウルで 左官：日2.25円、朝1.10円 石工：日2.65円、朝1.18円
- ⇒ **1919年3月1日独立運動始まる**

## 三一独立運動後の状況

- 1919年8月：警務總監部廃止し憲兵と警察制度を分離、中央警察権は総督府警務局（新設）移譲 = 普通警察制度に変換

地方行政体の警察権は各道知事に移譲、道知事が警察を指揮監督

衛生業務は縮小され警務局衛生課、地方は総督府を通じ道知事に委任

1920年：苔刑令廃止

- \* ただし衛生関連業務の縮小の一方、衛生防疫業務担当の部署は「警務局」という警察機構であり、現場実務の担当者も警察官のまま  
さらに1919年以降、警察官大增員と警察官署（駐在所・派出所）増設  
⇒ 治安機関としての警察は飛躍的に強化される

## 翻って日本 では

- “Japan Weekly Mail”（横浜の英字新聞）  
1869年12月18日付：イギリス人技師ブラントンの投書「横浜の井戸水には（糞尿などの）多くの有機物が含まれる」、（多くの日本人が）「清潔を善と思わない」  
1870年11月19日付：（多くの日本人が）「清潔な習慣を身に着けているとは決して言えない」
- 1877年3月頃：横浜駐在外交官が神奈川県  
の権令（知事代理）に、日本人が「手洗いの習慣を身に着ける」よう交渉するも失敗

## 明治日本の衛生警察

- 1877年（M10,西南戦争の年）：日本で3度目のコレラ大流行
- 1878年：東京府内における**伝染病予防規則（1880）**の施行など**衛生関連事務は東京警視庁が管轄**することを東京府との間で決定—「**衛生警察**」の誕生  
屠場・売肉・牛乳搾取などに関する規則や、市街の掃除、便所の構造、屎尿汲取に関する規則を警察が策定 \*英仏など＝地方自治体による衛生行政
- 当時の伝染病（コレラ）対策の中心：  
**避病院**への隔離（搬送の際「コレラ病」と大書した旗を掲げる）  
患者発生家屋とその周辺地域の**遮断・封鎖**（患者の家に「コレラ患者あり」の貼り紙をする）し蔓延を鎮圧する⇒警察主導の強権策に反発し「コレラ騒動」（治療に当たった医師が襲撃される、など）
- 1885年（M18）のコレラ流行時  
東京警視庁－衛生係特務巡查や巡行巡查に「厳密視察注意」にあたらせ期限内に下水・芥溜などの掃除にあたらぬものは**違警罪**（軽犯罪に関し警察署長などが即決処分可能）をもって処分：5日以内の拘留、1円50銭以下の科料）

中馬、2011参照

さらにヨーロッパでは

- パリ、ロンドンとも19世紀後半まで上下水道は整備されず、**屎尿を含む汚物**は街路に捨てられ排水溝を通過して**セーヌ川**や**テムズ川**に流れ込んだ。しかもその河川の水を**飲料水**としていた。  
⇒ たびたびコレラ流行ーインド～東南アジアの植民地支配と関連
- パリの上下水道整備は1860年代、ロンドンでは1870年前後（それ以外の地方ではさらに遅れた）ー **明治維新时期と年代的には近接**

## おわりに

- 日本の朝鮮植民地支配は憲兵警察制度を軸にした武力的統治にはじまり、衛生警察として独占した衛生業務は治安管理遂行上の重要施策だった。
- 警察が担う権力主義的な衛生業務は、明治期の日本で確立施行され、その内容と経験を植民地統治に持ち込んだ。
- 日本は「恩恵」として、植民地朝鮮に近代医療制度（官公立病院、医科専門学校、種痘・予防接種などの伝染病予防）を持ち込むが、朝鮮民衆とは距離があり、人々はなお伝統医療に頼った。
- 1918年スペイン風邪による大量死は、朝鮮民衆にとり日頃高圧的な朝鮮総督府政策の「失政」と受け止められ、他の諸要因と共鳴して三一独立運動蜂起に影響を及ぼした。
- 朝鮮総督府の「近代的」施策や技術が植民地民衆に肯定的な結果をもたらした個別事例は存在する。しかし、それが暴力的な植民地支配を合理化する理由にはなりえない。それは全ての帝国主義支配に共通する。

## おわりのおわりに

- フランク・スコフィールド（1889－1970）：
  - 1916年に渡韓し医学者・牧師として朝鮮半島のスペイン風邪惨禍を目撃
  - 1919年2月三一独立運動計画者に国際事情を説明
  - 3月1日ソウル市内の集会・デモと日本警察による弾圧光景を撮影して海外に送信
  - 同4月には水原郊外の提岩里における村民虐殺事件現場を訪問して写真と報告書を作成し日本を告発
  - 同年5月には、三一運動関連者が収容されているソウルの西大門刑務所を訪問し、収監者から拷問の有無を聞き出してソウルの英字新聞に投稿
  - 1968年韓国政府より叙勲

地震の後には  
戦争がやってくる

忌野清志郎

# 参考文献

- 書籍
  - 内海孝『感染症の近代史』山川出版社、2016
  - 速水融『日本を襲ったスペイン・インフルエンザ 人類とを留守の第一次世界戦争』藤原書店、2006
  - 松本武祝『朝鮮植民地の〈植民地近代〉経験』社会評論社、2005
  - 山本太郎『感染症と文明－共生への道』岩波新書、2011
  - 内務省衛生局編『流行性感冒 「スペイン風邪」大流行の記録』平凡社、2008
- 論文
  - 金 穎穂「植民地朝鮮におけるコレラの大流行と防疫対策の変化－1919年と1920年の流行を中心に」『アジア地域文化研究』6，東京大学大学院総合文化研究科、2012
  - 中馬充子「近代日本における警察的衛生行政と社会的排除に関する研究－違警罪即決と衛生取締事項を中心に－」『西南学院大学人間科学論集』第6巻第2号、2011年2月
  - 藤原辰史「パンデミックを生きる指針――歴史研究のアプローチ」  
<https://www.iwanamishinsho80.com/post/pandemic>（2020年4月13日検索）

- 論文
  - 松田利彦「日本統治下の朝鮮における警察機構の改編：憲兵警察制度から普通警察制度への転換をめぐって」『史林』74(5)、史学研究会、1991
  - 松田利彦「日本統治下の朝鮮における憲兵警察機構（一九一〇～一九一九年）」『史林』78(6)、史学研究会、1995

2017 「1918」 『 』 74 1

「1910 - -」 『 』 30,

, 2012

「 , - 」 『 』 90,

, 2011

, 「1918 :

」 『醫史學』 16 2 、大韓醫史學會、2007

「1920」 『 』 42,

, 2013

毎日申報（復刻版） 景仁文化社、1984.9-1985.4

京城日報（復刻版） 韓國教會史文獻研究院編、, 2003-2008

朝鮮總督府『朝鮮彙集』 1919, 3月号

朝鮮總督府『統計年報』 大正七年度